

地域の中でのDV対応の現実と課題

～大府市の現状～

田端 美知子

(大府市石ヶ瀬会館館長)

はじめに

平成13年10月にDV防止法が施行されて以来、DVにかかわる相談が非常に多くなっている。女性に対する暴力は男女の人権の尊重の基本理念を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。暴力はどういう間柄であれ決して許されるものではなく、特に夫・パートナーからの暴力については現状を的確に把握する必要がある。

大府市においては、平成4年から女性の悩み事相談を実施しており、その相談件数は年毎に増す一方であり、特にDVに関する相談が多くなってきている。この現状を踏まえ、大府市では公的相談機関と民間シェルターとの連携システムを作り稼働している。官民連携のシステムは全国でもめずらしいケースとして内閣府か

らも注目をされている。

大府市におけるすべての男女共同参画事業に対して、石ヶ瀬会館（以下ミューいしがせ）は関わりを持っており、今回は中心に行なっている部分を記す。

1. 大府市の取り組み

大府市では昭和63年に教育委員会社会教育課青少年婦人係を設置し、県下でもいち早く女性行政への取り組みを行なっている。広報・啓発をはじめ、女性に関する様々な事業を展開しながら、平成2年には第一次大府市婦人問題懇話会（現在はおおぶ男女共同参画審議会）を立ち上げ、女性行動計画づくりの一步を踏み出した。大府市の女性行政施策の流れは下表のとおりである。

年度	事業	年度	事業
1988 (昭63)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会社会教育課に青少年婦人係を設置 ・婦人情報コーナーを設置（市役所） ・レディーストーク開催（毎年1～5回開催） ・婦人のつどい開催（現在はあなたとわたしのつどい） ・大府市婦人意識調査 	1997 (平9)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して男女共同参画に関する意識調査 ・全職員に対して女性問題学習研修 ・おおぶ女性連絡会発足 ・男女共同参画意識調査
1989 (平元)	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人情報コーナー石ヶ瀬会館へ移転、図書購入 	1998 (平10)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次女性問題懇話会設置

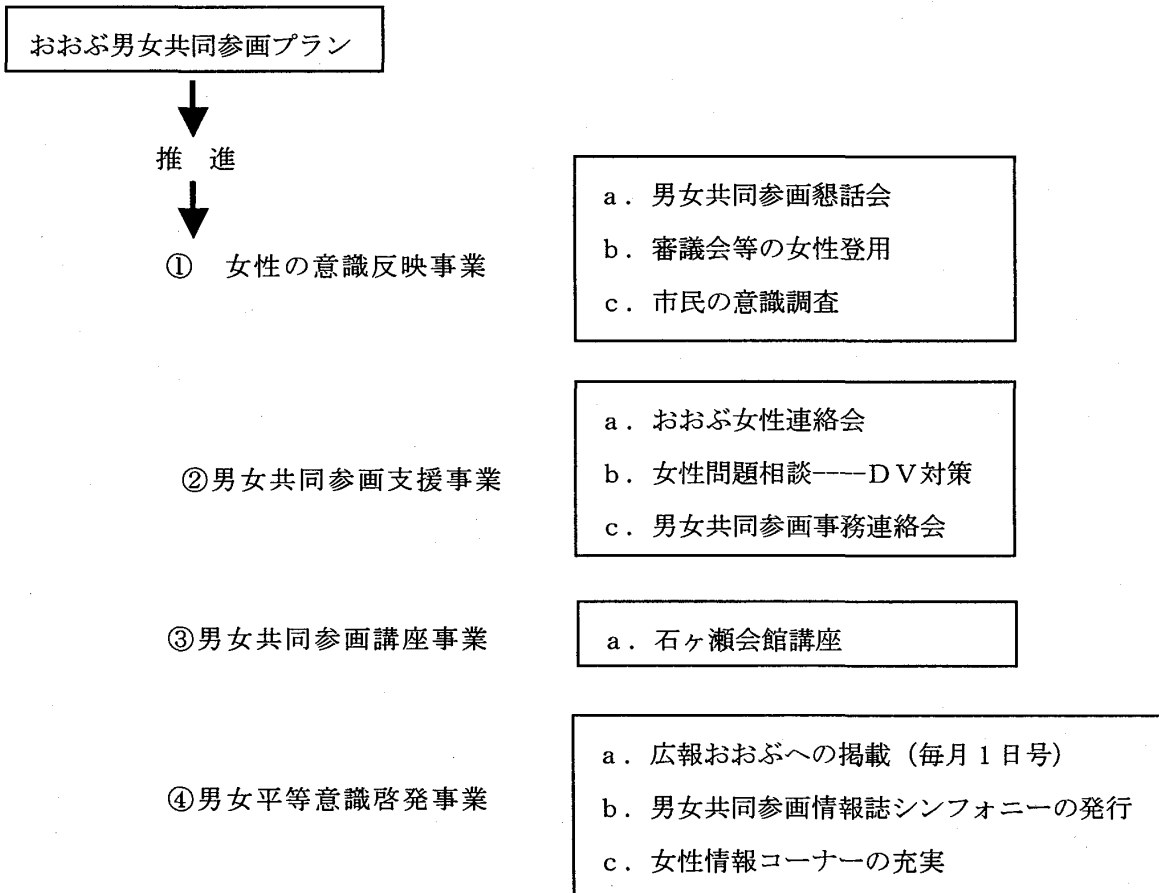
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人教育講演会 		
1990 (平2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次婦人問題懇話会設置 ・ 女性問題啓発パンフレット作成 	1999 (平11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次女性問題懇話会から市長へ答申 ・ 改定おおぶ男女共同参画プランを策定
1991 (平3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次婦人問題懇話会から市長へ答申 ・ 女性問題啓発パンフレット作成 	2000 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構改革により市民部青少年女性課を設置 ・ 第4次女性問題懇話会設置(市民公募) ・ おおぶ女性模擬議会を開催 ・ 部長職を対象とした男女共同参画研修
1992 (平4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石ヶ瀬会館長を民間より女性を登用 ・ 女性問題相談員を設置 ・ 人材養成講座を開始 	2001 (平13)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石ヶ瀬会館増築オープン ・ 市民公募による「ミューいしがせ」の愛称が付く ・ ミューいしがせ相談室と民間シェルターの連携 ・ 第4次女性問題懇話会からプランの進捗状況について市長へ答申 ・ 課長職を対象とした男女共同参画研修 ・ 大府市DV連絡会設置
1993 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次女性問題懇話会設置 ・ 女性問題啓発パンフレット作成 ・ 女性問題に関する意識調査 	2002 (平14)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次女性問題懇話会設置(市民公募) ・ 係長職を対象とした男女共同参画研修 ・ 第5次女性問題懇話会から条例について市長へ答申
1994 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大府市女性登用推進要綱策定 ・ 女性情報誌シンフォニー創刊号発刊(年4回) ・ 大府女性行動プラン(エスポアールおおぶ)策定 ・ 大府女性行動プランダイジェスト版発行 	2003 (平15)	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおぶ男女共同参画推進条例について9月議会に上程 ・ 10月1日からおおぶ男女共同参画推進条例施行 ・ 一般職・保育職を対象とした男女共同参画研修

1995 (平 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題啓発エッセイ募集（平成 12 年まで継続） ・市民参画による講座企画開始 	2003 (平 15)	<ul style="list-style-type: none"> ・おおぶ男女共同参画審議会設置（市長公募）
1996 (平 8)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政企画による講座開始 ・機構改革により企画部青少年女性室を設置 ・男女共同参画事務連絡会設置 		

1) おおぶ男女共同参画プランの推進

大府市では平成 7 年に大府女性行動プラン「エスポワールおおぶ」を策定した。平成 7 年から 16 年までの 10 年計画で『男女の自立と健康都市への共同参画』を基本理念として施策の推進をしてきた。ミューいしがせを拠点として女性情報コーナーの開設、女性問題に関する講座の開催、委員会や審議会等への女性登用など、女性の地位向上と女性活動の促進にかなりの

成果をあげてきた。しかし、近年、少子高齢化の進展、経済の成熟化、国際化、情報通信の高度化など社会情勢の移り変りに伴い、21 世紀の男女共同参画社会の実現に向けて、市民と行政が一体となって計画を推進するため、平成 11 年におおぶ男女共同参画プラン「エスポワールおおぶ」改定をした。プランの推進体制は下表のとおりである。



2) 大府市でのミュージーいしがせの位置付け

ミュージーいしがせは平成元年4月に大府市石ヶ瀬会館として、地域のふれあいを目的とした生涯学習施設としてオープンした。ロビーの一角に女性情報コーナーを設置し、各地の女性情報や図書を設置し少しでも多くの女性たちが利用できるよう配慮した。当時、全国的に女性センター設置の動きがでており、大府市の中でも女性たちから拠点の要望がたくさんあった。そこで平成4年から女性センターの機能を持った会館として動きだした。講座や行事等の事業の充実を図り、平成13年には男女共に、より一層利用しやすい施設として増築し、男女共同参画センターの位置付けがされた。その時に市民公募でミュージーいしがせという愛称が付いた。

ミュージーいしがせは男女共同参画の拠点として次のような目標をかかげている。

「男女共同参画社会を目指して、“集う”“学ぶ”“語り合う”交流・交歓の場」

- a) 女も男もいきいきと暮らせる社会を創るため、おおぶ男女共同参画プランを推進する
- b) 女も男も自立と社会参画を促進し、相互の連帯を深めその資質の向上を図る
- c) 女と男の自主的な学習や交流をはじめ、様々な活動の拠点とする
- d) リーダーの養成、自主グループの育成に努める
- e) 女性団体やグループの活動に関する相談や女性の悩み事の面接・電話相談を行なう
- f) 様々な男女共同参画パンフレットを始め、身近な催物・案内を提供する
- g) 地域に根ざしたふれあいの場を目指し、子どもから大人まで気軽に立ち寄れる環境づく

くりをする。

以上の目標にそって、年間の事業を企画している。その一部分を紹介する。

① 女性問題相談(電話・面接対応)・・・
電話相談はミュージーいしがせの休館日(第2・第4月曜日)以外の9時から17時まで行なっている。内容は女性の悩みを全般としてDV、離婚、信頼関係、借金等女性が抱える様々な悩みに対応している。面接相談はカウンセリングを基本とし、月2回(第1・第3月曜日)に行なっている。内容はDVを中心とした面接カウンセリングでフェミニストカウンセラーが対応している。面接相談は予約制で一人1時間程度で5人まで対応している。

② 男女共同参画講座・・・男女共同参画社会を実現するための学習である。子育て・地域・職場環境では解決しなければならない様々な課題が発生しており、そのために市民の学習意欲は増してきている。ミュージーいしがせでは、平成4年度から人材養成の講座を行なっている。当時は行政が企画して市民が受講するという受身の講座であったが、平成7年度から講座修了後のステップアップを目的とした市民と行政との協働による講座企画運営委員会を計画した。講座修了後に「行政と一緒に講座企画をしませんか」との声かけに20名の方の応募があり、その年度から市民と行政との協働の講座企画が始まった。平成15年度は9講座2集会で92コマとなっている。講座に対しての費用はすべて無料である。時間帯は午前中の講座が多いが夜間も開催している。対象は女性・男性・一般と分かれており、全体の合同講座も開

催している。

③ 「男女共同参画ってなあに？」おおぶ広報への掲載・・・広報は月2回（1日、15日）各戸に配付している。毎月1日号に「男女共同参画ってなあに？」というテーマでQ&A形式で掲載しており、平成16年2月1日で53号となっている。目的は市民に対して男女共同参画の啓発である。

④ 男女共同参画情報誌「シンフォニー」の発行・・・男女共同参画の情報発信と啓発の目的で、平成6年7月1日に第1号を創刊した。年4回の発行で現在は39号に達している。発行数は2,000部で各種団体、公共施設、保育園、学校、庁内幹部等に配付している。

⑤ 男女共同参画情報コーナーの充実・・・男女共同参画情報の発信拠点として新聞、雑誌、

男女共同参画に関する図書等を揃えている。インフォメーションコーナーではいち早く情報提供するために、新聞の切り抜きや国、県、市町村の啓発ポスター等を貼り出している。また、新聞の切り抜きはスクラップ帳に整理し、市民がいつでも見ることができる。そのほか、男女共同参画に関わる資料提供でインターネットも利用できる。

2. DVにかかわる相談事業

相談については先に少し述べたが、平成13年10月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下DV防止法）が施行された。大府市でもDVに関する相談について非常に多くなり、相談体制を強化してきた。近年の相談件数は次のようになっている。

平成13年度

相談区分	面接	電話	(DV)
家庭(夫婦、親子、結婚、離婚、嫁姑、その他)	43	81	(103)
生活(医療保険、精神衛生、住宅、財産相続、サラ金、借金、その他)	15	25	
職場・近隣(対人関係、就職、労働、その他)	1	25	
その他(生き方、親族間、異性、その他)	9	34	
学習	0	36	
合計	68	228	

平成14年度

相談区分	面接	電話	(DV)
家庭(夫婦、親子、結婚、離婚、嫁姑、その他)	89	108	(150)
生活(医療保険、精神衛生、住宅、財産相続、サラ金、借金、その他)	18	25	
職場・近隣(対人関係、就職、労働、その他)	13	25	
その他(生き方、親族間、異性、その他)	11	34	

学習	8	36	
合計	139	228	

平成15年度(平成15年12月末現在)

相談区分	面接	電話	(DV)
家庭(夫婦、親子、結婚、離婚、嫁姑、その他)	98	144	(105)
生活(医療保険、精神衛生、住宅、財産相続、サラ金、借金、その他)	15	26	
職場・近隣(対人関係、就職、労働、その他)	15	18	
その他(生き方、親族間、異性、その他)	21	23	
学習	3	4	
合計	152	216	

表でもあきらかなように、DVに関する相談が年々多くなってきている。法律ができたことがメディア等で報道され、今まで家庭内の恥は外へ出さないと思っていた女性たちが少しづつだが声にだして言えるようになったことが伺える。大府市では暴力をなくするために、リーフレットの作成や広報おおぶ・男女共同参画情報誌シンフォニーに掲載し、暴力防止の啓発をしている。

3. 大府市DV連絡会

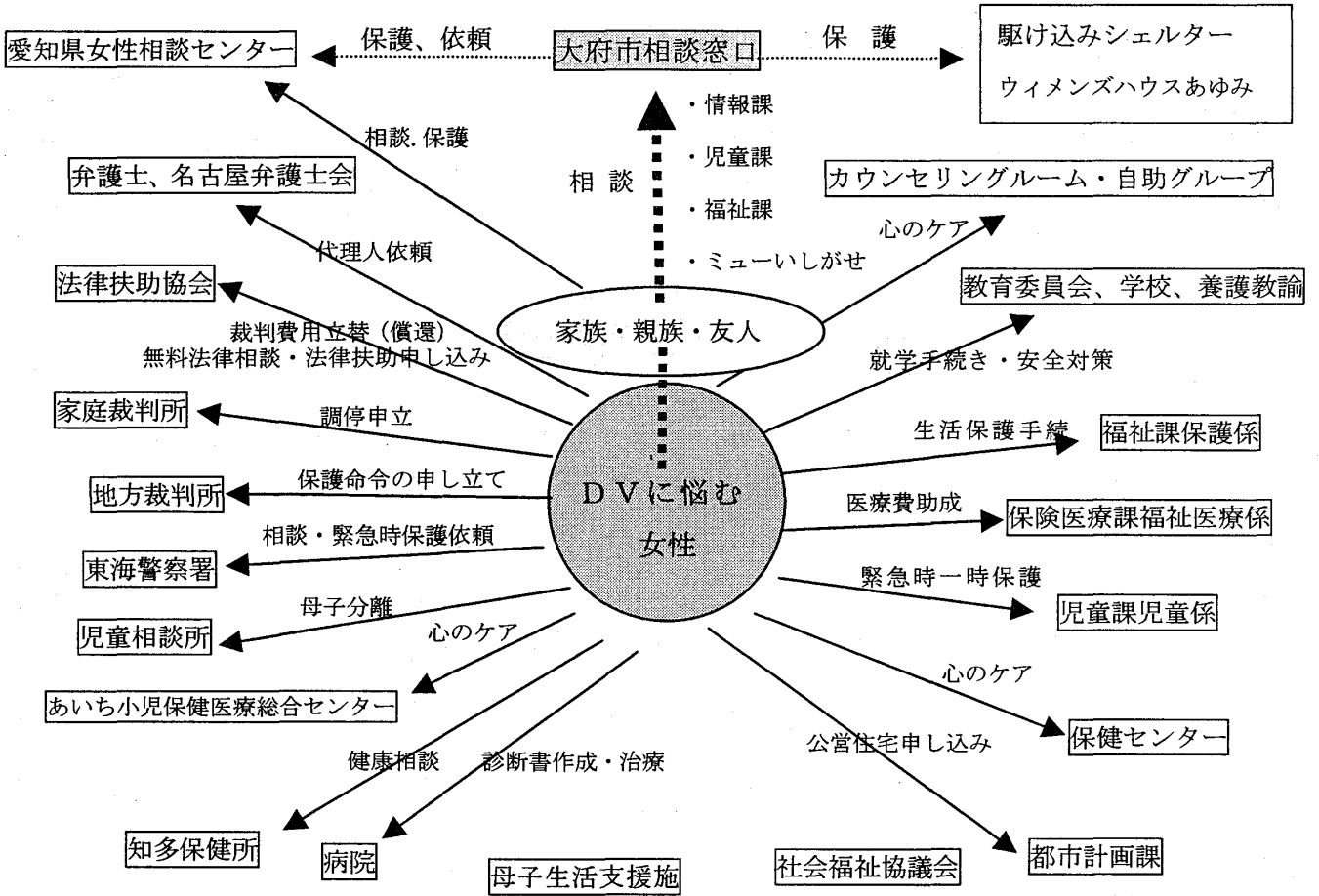
平成13年11月にDV防止法第9条の規定により、被害者への適切な保護が行なわれるよう、相互の連携を図るため大府市DV連絡会を設置した。連絡会の構成員は東海警察署、知多児童相談センター、知多保健所と、市役所内部(情報課、福祉課、児童課、学校教育課、保健センター、青少年女性課、ミュウいしがせ)である。年3回の開催でケース検討やDVについての学習、情報交換を行なっている。この会議によって連携がスムーズにいくようになった。また、

DV相談マニュアルを作成し、窓口の対応を強化した。

1) 大府市DV相談マニュアル

このマニュアルの目的は、地域や役所でDV被害者からの相談を受ける方のためのものである。夫や恋人など親しい間柄にある男性からの暴力を受けている女性が多くおり、被害が深刻であるにもかかわらず、これまで家庭内の問題、夫婦間の問題として見過ごされてきた。被害の潜在化を防ぎ、被害者を暴力から救済し、問題の解決や、生活の再建を支援していくためには、地域で被害者から身近に相談を受ける方々や、最初に訪れる役所の相談窓口の適切な対応が大変重要であり鍵となる。この対応マニュアルは、地域や役所でDV被害者からの相談に応ずる一人ひとりが、被害者の立場に立って適切な情報提供と、関係する機関への確に引継ぎが行なえるよう基本的な心構えや知識をまとめたものである。内容の一部を紹介する。

大府市DV相談フローチャート



DVに悩む女性を助けるためには、保護、自立支援、福祉、医療などいろいろな機関の協力が必要となり、上記のフローチャートはどのような機関がどう関わっていくかを表した図である。連絡会では誰が何をすべきか、どの場合は誰と協力するかという話し合いも行なっている。

4. ミューいしがせ相談室と民間シェルター「ウィメンズハウスあゆみ」との関係

1) 民間シェルター「ウィメンズハウスあゆみ」

ウィメンズハウスあゆみは、平成13年10月に民間シェルターとして開設した。DV防止法の施行によりミュージーいしがせ相談室への相談が非常に多くなり、シェルターの必要性を感じていた矢

先、DV当事者の発案で開所の運びとなった。夫から逃れる時の苦しさ、それに増して行くあてのない不安、悲しさを体験し、これから被害に遭うかもしれない女性たちのためにと、住んでいたところの権利を提供してくれた。それをもとに運営・管理を支援者（シェルタースタッフ）と行政が協力して行なうことにした。

シェルター入所の窓口はすべては、ミュージーいしがせ相談室が担当し、入所面接も行なうことにした。入所中のケア、自立に向けての相談も受け、カウンセリングの必要な人は予約を受け対応している。一人でも多くの被害者が相談できるようにリーフレットや手帳を作成し配付している。

運営費については、カンパやバザーで補ってい

るが、平成13・14年度の実績により市から家賃の半額の補助がでるようになった。

また、入所するには規則があり、内容は次のとおりである。

シェルターを利用される方へ

ウィメンズハウスあゆみ

- ◎ シェルターの住所や場所は、安全確保のため、絶対誰にも教えないてください。

(肉親や友人にも知らせないでください)

あなた自身の安全を確保すると同時に、スタッフも危険な状況に陥ることを防ぐこと、また、今後このシェルターを利用する方の安全を守るために、ここを出てからも絶対秘密厳守をお願いします。この約束を守る誓約書にサインをお願いします。

- ◎ 利用料 1泊1,000円(16才以上)、子ども(小・中学生)500円

乳幼児は無料

10日ごとに清算をお願いします。

利用できる男子は10才未満に限ります。

- ◎ 最長利用期間 1ヶ月

- ◎ 食事 基本的には自分で買出しして、自炊してください。

都合により、買出しができない場合はスタッフまで事前に申し出てください。

- ◎ 備え付けの食品・備品 米・塩・味噌・砂糖・醤油・食用油・ペーパー類・

石鹸・シャンプー・洗剤

以上のものは用意しますので、ストックがない場合は申し出てください。

- ◎ 禁酒・禁煙 シェルターは禁酒禁煙です。火の元には十分気をつけてください。

就寝時、外出時など、ガス栓等の確認をお願いします。

- ◎ 他の方が同時に利用される場合があります。皆さんが気持ちよく利用できるよう、掃除や後片付けをしてください。(節電・節水にもご協力ください)

- ◎ ゴミ収集日 月・木曜日（可燃ゴミ）、第1・第3水曜日（不燃ゴミ）
決められた場所（階段の下）に出してください。
- ◎ 緊急時 必要に応じて警察（110番通報）、消防に通報すると共に、スタッフにも連絡してください。
- ◎ その他
 - * 緊急時の電話番号は冷蔵庫に貼ってあります。
 - * スタッフと相談しながら、あなたにできることはあなた自身でやってください。
 - * あせらずに「自分はどうしたいか」をよく考えて行動してください。

私たち「ウィメンズハウスあゆみ」は、女性への差別や暴力のない社会をめざしています。女性同士が対等に支えあえる関係を築くために、スタッフの対応などに嫌なことがあったら、はっきり伝えてください。

2) シェルタースタッフ

10名のボランティアスタッフで構成されている。スタッフはシェルターの管理、当事者の付き添い（市役所・病院・弁護士事務所・裁判所等）、バザーでの資金づくりを行なっている。会議は必要に応じて開催している。

おわりに

相談業務を通してみていると、隠れた被害者がまだまだ存在するようと思われる。DV防止法の改定を踏え行政としてどのように対応していくか、民間と行政の協働が今後の課題になるだろう。

今、大府市で行なっている官民連携のシステムは非常に重要なものであり、今後いろいろと研究をし、大府市独自の連携プレーを全国へ発信していきたいと思っている。